

令和 7 年 3 月 1 9 日
東京都下水道サービス株式会社

社員の懲戒処分について

社員の懲戒処分を行いましたので、下記のとおり公表します。

記

1 発生年月日

令和 6 年 7 月 20 日

2 事故者の職層

主事

3 事故者の年齢及び性別

29 歳・男性

4 事故の概要

令和 6 年 7 月 20 日午前 2 時頃、酒が入った状態(呼気一リットルにつき 0.15 ミリグラム以上)で特定小型原動機付自転車を運転し、車道上でタクシー待ちをしていた歩行者に衝突し、右足首関節に捻挫を負わせた。

5 処分内容

出勤停止 6 月

6 処分年月日

令和 7 年 3 月 19 日

【問合せ先】

コンプライアンス推進室 コンプライアンス推進課

電話 03-3241-0911

管理部 人材課

電話 03-3241-0762